



2020年12月18日
第74号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



新型コロナウイルス感染者数 過去最多となっています。

新型コロナウイルス感染者が増加している中でも、年末年始輸送に尽力されている組合員の皆さんに敬意を表します。コロナ禍での職場環境や業務に不安を感じていたり、苦勞されていたりする声も聞こえてきます。

JR東労組は、組合員の皆さんの声をもとに団体交渉を行っています。日々の業務や生活で不安なことや困っていることがあれば、分会、支部、地本などJR東労組の役員にぜひご相談ください。大変な時こそ仲間と助け合い、危機を乗り越えていきましょう。

職場環境や業務で不安に感じていることや困っていることがあれば JR東労組役員にご相談ください！

業務部速報



No. 32
発行 20.11.11
JR東労組 業務部

【第8号】新型コロナウイルス感染症拡大に伴う環境改善等に関する申し入れを行う！

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会は一変し、今もなお、組合員の生活に大きく影響を与えています。依然として収束の見通しが立たず、組合員はもとより支える家族も感染のリスクに不安を抱える中、健康管理に努めています。その不断の努力により安全・安定輸送の完遂および安心の提供があり社会インフラとしての使命を全うすることが出来ています。組合員とその家族が安心して生活できる職場の整備が、赤子・コロナ禍を乗り越えるためにも必要だと考えます。

一方で新型コロナウイルス感染症に感染した場合は「年休」や「病欠」等の勤務が指定され、自己責任と捉えられる対応となっています。また、社宅利用等は15年の限度があり、コロナ禍において転居の期限が迫っていることへの不安の声が寄せられています。ウィズコロナ・ポストコロナ社会に向けて安心して働ける制度の整備や、働き方が変化していく中で、ライフスタイルについても熟慮できる期間を設けるなど、変化に対応できる職場の整備が必要と考えます。

組合員の不安を解消し、コロナ禍における環境改善を実現するために、以下の申し入れを行いました！

1. 社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、勤務の取扱いを「免除」とし、感染拡大防止に努めること。なお、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は復帰までの期間を「免除」とし、PCR検査等の結果が判明するまでの期間についても「免除」とすること。
2. 社員等の同居する家族等に感染の疑いがある場合又は同居する家族等が濃厚接触者に指定された場合の取扱いを明らかにすること。
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、会社の負担でPCR検査を実施すること。また、同居する家族等に感染した疑いがありPCR検査を実施した場合は、費用を補助すること。
4. 新型コロナウイルス感染症については未だに収束の見通しが立たないため、当面の間は退職記念乗車券の有効期間を延長すること。
5. 働き方やライフスタイルの変化に伴い、更なる福利厚生充実を図るため、カフェテリアポイントを増額すること。
6. 社宅の居住制限及び賃貸住宅補助金について、いわゆる「15年制限」は、新型コロナウイルス感染症の動静に踏まえて、当面の間凍結すること。
7. ウィズコロナ・ポストコロナ社会を含めた多様な働き方に対応できるよう、15年以上社宅に居住できるように、要件を見直すこと。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、働きやすさ・働きがいある職場環境の実現を目指し団体交渉を行います！



JR東労組は、組合員の声をもとに団体交渉を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職場の皆さんの不安や悩みも会社と真摯に議論しています。

職場の皆さんの声をもとに団体交渉を行えるのは労働組合であるJR東労組だからです。JR東労組に結集し、仲間と共に安心して働ける職場をつくっていきましょう。

お客さまと社員の安全を守り 年末年始輸送を乗り切ろう！